

福生市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

【答申案】

目 次

第 1 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画策定の経過（策定体制）
- 4 計画の期間

第 2 第 1 期計画の評価

- 1 基本目標 1 家庭・地域における子育ての支援
- 2 基本目標 2 母と子の健康を守り増進する
- 3 基本目標 3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり
- 4 基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり
- 5 基本目標 5 子どもにやさしいまちづくり

第 3 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

1 計画策定の背景と目的

(1) 子ども・子育てを取り巻く背景と動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、地域におけるコミュニ



ティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子どもや子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築

していくことが求められ、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

(2) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成 20 年 2 月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成 20 年 7 月、社会保障に関する 5 つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その 5 つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成 20 年 5 月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手を育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成 22 年 1 月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されました。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が平成37年3月までの10年間延長されました。

【子育て安心プランの策定】

国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくものとなりました。

【新・放課後子ども総合プランの策定】

次代を担う人材を育成し、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子供教室の整備を進めてきました。

しかしながら、近年の女性の就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る

こと等为目标とし、放課後児童対策の取組みをさらに推進することが示されました。

【児童福祉法等の改正】

児童虐待防止対策について、平成 29 年 4 月に施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、また令和 2 年 4 月から「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られています。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成 26 年 1 月に施行しました。さらに平成 26 年 8 月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

【子ども・若者育成支援推進法】

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。同年 7 月には基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されましたが、平成 28 年 2 月に見直しを図り、新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

(3) 福生市の動向

福生市では、平成27年度から「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ新たな計画として「福生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから育っていく子どもたちが健やかに成長することや、子育てをする方の悩みや不安を少しでも取り除くことができるよう、「子育てするなら ふっさ」をスローガンに子育て支援を推進し、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指しています。

共働き家庭だけでなく、在宅で子育てをする家庭、ひとり親家庭、障害児を養育している家庭、介護を必要とする家庭など、すべての家庭における孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見・適切な対応など体制の整備を行いました。また、保育園、幼稚園、そのほか多様な保育サービスを充実させ待機児童の解消を図り、4月入所における「待機児童数ゼロ」を4年連続で達成しました。さらに学校教育においては、小学1年生からの英語教育など特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりを行うなど子育て支援策に取り組んできました。

子どもを安心して生み育てられ、次代を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、福生市総合計画をはじめとする福生市上位関連計画との整合を図りながら、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画として、「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、生まれる前からおおむね18歳までを対象とした切れ目のない支援による子育て環境の充実を図ることにより、引き続き、すべての市民が心から「住んでよかった」「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりを目指していきます。

2 計画の位置付け

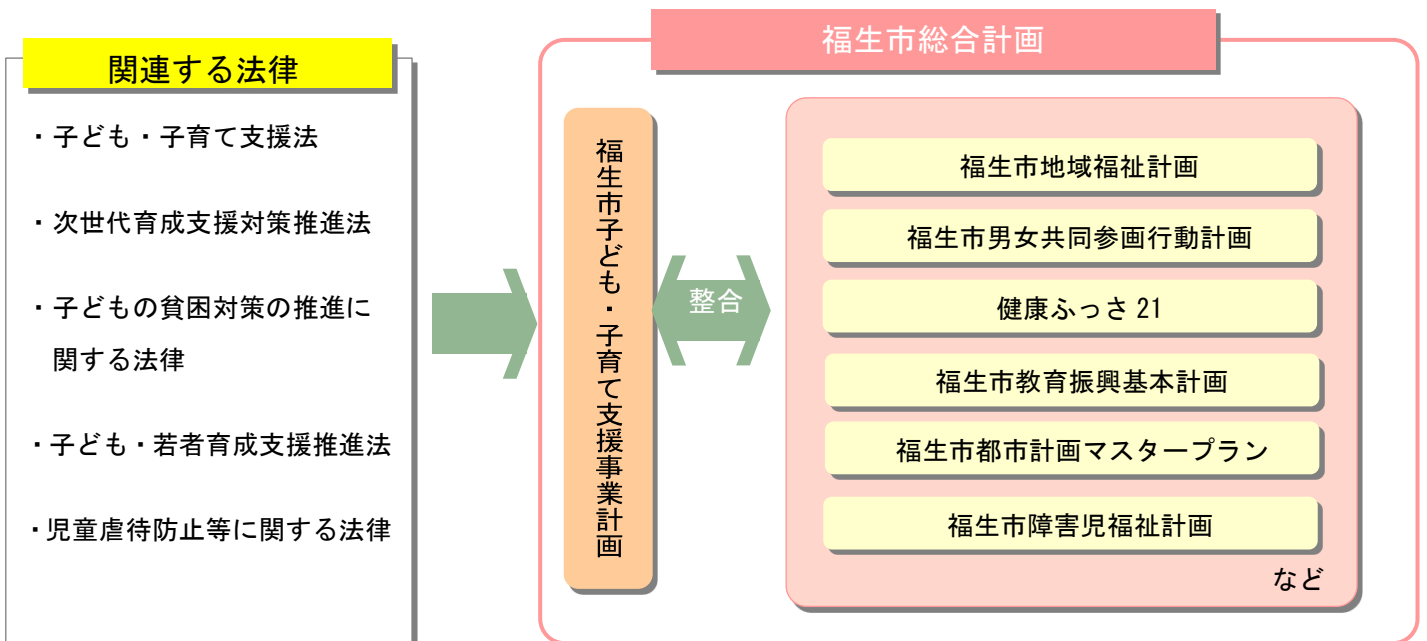
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、すべての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として策定し、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害児福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による子どもの貧困対策や、「子ども・若者育成支援推進法」による子供・若者対策を盛り込んだ計画とします。

【 計画の位置づけ 】



3 計画策定の経過（策定体制）

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：576 人、回収率 48.0%）、小学生の保護者及び小学4年生から6年生本人 1,200 人（回収：619 人、回収率 51.6%）、中学生の保護者及び中学生本人 600 人（回収：300 人、回収率 50.0%）を対象として、平成 30 年 11 月に「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

（2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者からみる市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館等（41 施設）にアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

（3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催


この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

4 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和2年度～6年度とします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
策定					

第2

第1期計画の評価

計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心に年度ごとに事業目標の設定、実施状況の確認、対策の実施を行いました。「福生市子ども・子育て審議会」では、施策の実施状況について点検・評価を行いました。また、結果については公表しました。

【第1期計画の評価】、【計画期間中の主な取り組み】は、平成27年度から平成30年度の事業目標の実施状況を総括し、基本目標単位で取りまとめました。

各事業の進捗評価（A評価：実施率90%以上 B評価：実施率50～90%未満 C評価：実施率50%未満 D評価：実施なし）については、直近となる平成30年度の評価を掲載しています。

（1）「基本目標1 家庭・地域における子育ての支援」について ———●

【第1期計画の評価】

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援を求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、負担の軽減、児童虐待の早期発見と適切な対応などの体制の整備を地域社会全体で支援してきました。

平成30年度において、目標全体では85事業のうち、平成30年度のA評価は75事業、達成率は88%（75事業/85事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は12%（10事業/85事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取り組み】

子ども家庭支援センターにおいて、ふっさ子育てなんでも相談など、身近な相談機関として、子どもと家庭から総合的な相談に応じて支援を行っています。さらに、利用者支援事業として保育サービスに関する情報の集約と提供と行うとともに相談に応じるなど相談体制の充実を図りました。また、子ども家庭支援センター、児童館、保育園において、子育てひろば事業を実施し、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や子育てサークルの支援を行っています。また、児童虐待については早期発見・対策により子どもを守り、要保護児童等の支援は体制を強化しています。

平成30年4月からは、新たな事業として、安心して子育てできる環境の充実を図

るため、保健センターを一部改修し、「子育て世代包括支援センター」を開設しました。母子保健事業に関する専門知識を有する保健師や、臨床心理士等が常駐し、一人ひとりの状況に応じた、妊娠期から子育て期（主に未就学児）にわたる切れ目のないサポートを行っています。

ほかに、市内事業者とともに子育て家庭を経済的に支援する「子育て支援カード」を発行することで、子育て家庭を地域で応援しています。さらに、自由参加型の放課後子ども教室である「ふっさっ子の広場」は、現在は市内全7小学校で実施され、小学生の居場所になっています。

新たな事業として、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を実施するための保育園への看護師派遣や、テレビ電話の活用による多言語通訳サービスの実施、生活困窮世帯の子どもや被保護世帯の子どもに対する週1回の学習支援及び居場所の提供を実施しています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査・小学生調査において、身近に協力者がいない保護者の割合は1割前後となっています。また、未就学児調査では、子育てに関して気軽に相談できる先として、配偶者、祖父母等親族、友人や知人が上位となっていますが、5年前に比べ、保育士の割合が高くなっています。

世帯所得によって、子育て情報の提供への課題や、経済的な支援を強く求めるニーズもみられました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整えていく必要があります。

また、放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した段階的な子どもの居場所づくりが求められます。また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

(2)「基本目標2 母と子の健康を守り増進する」について

【第1期計画の評価】

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や思春期保健対策を推進してきました。

平成30年度において、目標全体では41事業のうち、平成30年度のA評価は38事業、達成率は93%（38事業/41事業）であり、おおむね高い達成率となっています。B評価は5%（2事業/41事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/41事業）でした。

【計画期間中の主な取り組み】

保健センターにおいて、パパママクラスや子育て教室等の親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場をさらに充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実してきました。

平成31年4月から、産後に家族等の援助が受けられない産婦や乳児に対し、母親の身体的回復と心理的な安定等を促す「産後ケア事業」を開始しました。

さらに、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じ、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化していきました。

また、児童・生徒を取り巻く不登校などの様々な問題について、教育相談室、学校適応支援室、スクールソーシャルワーカー、アドバイザースタッフを活用することにより、総合的・専門的な支援を行い、児童・生徒の精神的健康の増進を図りました。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育て世代包括支援センターの相談事業及び巡回相談事業について、認知度・利用希望が低くなっているものの、事業が開始して年数がたっていないことも影響しています。

地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

また、子どもの健やかな育ちのために、現在実施している妊娠から出産、乳幼児期と連続した支援に加え、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供の強化や思春期保健事業の推進など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが必要です。そのためにも既存事業について多様な媒体を通じた周知啓発が必要です。

(3)「基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり」について ――

【第1期計画の評価】

保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では47事業のうち、平成30年度のA評価は42事業で、達成率は89%（42事業/47事業）となっています。また、B評価は9%（4事業/47事業）、C評価はありませんでしたが、D評価は2%（1事業/47事業）でした。

【計画期間中の主な取り組み】

多様な保育サービスとして、市内認可保育所と小規模保育事業所における低年齢児保育の充実や、待機児童対策として一定期間継続的に児童を預かる定期利用保育実施しました。平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、定員を増やしました。こうした取り組みにより、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

また、平成27年度には市内で病児保育を開設、その後も対象年齢を拡大するなどの充実を図り、令和元年度からは、待機児童となった0歳児から2歳児を対象に、保育園が決まるまでの間ベビーシッターを利用できる「ベビーシッター利用支援事業」を始めました。子育て中の保護者をサポートしていく取組を実施しています。

学齢期の子どもへの支援としては、保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図るとともに、臨床心理士による保育所・幼稚園、小学校への巡回相談等を実施しています。平成28年度からは、巡回相談を子ども家庭支援センターと合同で行うことにより、相談体制の更なる充実を図っています。

放課後対策としては、学童クラブ事業の児童館内の学童クラブでは、夜8時まで育成を行っています。夏休みなどの長期休暇期間の朝は7時30分から育成を行っています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加し、未就学児童をもつ母親の7割はなんらかの就労をしています。また、母親のパートタイム就労している1割はフルタイムへの転換見込があると回答しています。

さらに、幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化が実施された場合、「現在利用している教育・保育施設を継続して利用したい」が7割と高いものの、「現在は利用していないが、新たに教育・保育施設を利用したい」が2割弱となっています。

また、小学生調査・中学生調査ともに、若者向けにどんな場所がもっと福生市にあればよいと思うかについて、「思いっきり身体を動かせる場所」の割合が最も高く、次いで「趣味仲間が自由に集まれる場所」となっています。

今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていくことが求められています。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

また、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

(4)「基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり」について

【第1期計画の評価】

育児休業制度の普及等により、年度途中の保育所への入所希望は増える傾向にあるため、認可保育所の定員の増や認定こども園を新設し、保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努めてきました。

平成30年度において、目標全体では7事業のうち、平成30年度のA評価は6事業、達成率は86%（6事業/7事業）となっています。また、B評価は14%（1事業/7事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取り組み】

産休・育休明けの0歳児から2歳児までの保育需要に対応するため、低年齢児保育の充実に取り組んでいます。平成28年度から平成30年度にかけて、4つの認可保育所を建て替え・改修し、低年齢児の定員を増やしました。こうした取り組みにより、福生市では平成28年度から平成31年度まで4年連続で、4月入所における「待機児童数ゼロ」を達成しています。

【第2期計画に向けた課題】

未就学児調査では、子育てをやる中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「仕事と家庭生活の両立」が最も高く、小学生調査でも、上位となっています。

未就学児調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく増加しているものの、父親は変化なしの状況となっています。また、未就学児調査では、「育児休業制度が整っていれば、今後1年以上は在宅で子育てしたい」が3割弱と高くなっています。

引き続き、働きながら安心して子どもを育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

(5)「基本目標5 子どもにやさしいまちづくり」について

【第1期計画の評価】

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

平成30年度において、目標全体では17事業のうち、平成30年度のA評価は16事業、達成率は94%（16事業/17事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B評価は6%（1事業/17事業）、C評価はありませんでした。

【計画期間中の主な取り組み】

通学路見守り員の配置や防犯カメラによる見守りを実施するとともに、市内の道路照明等のLED化などに取り組んでいます。また、平成30年には市内全小学校の通学路について、小学校・学童クラブ等から点検の要望があった箇所について点検を行い、関係機関に改善を要望しました。

【第2期計画に向けた課題】

子育てしやすいまちだと思うかについて、5年前に比べ、「そう思う」の割合が、未就学児調査・小学生調査ともに高くなっています。

小学生調査では、子どもたちの安全・安心な学校での生活の充実のために、どのような防犯上の取組が必要だと思うかについて、「登下校の見守り」が6割弱と最も高くなっています。

未就学児調査では、他市町村への引っ越す予定がある回答が一定数あることから、都市づくりの観点からも、子育て支援策を検討していく必要があります。

今後、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、福生市の特性や今ある地域の資産の活用や、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

1 基本理念

「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」



子どもは社会の希望、未来をつくる力です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元氣や安心をもたらしてくれます。

また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。

人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産であるといえます。次代を担う子どもの健全育成は、保護者の力だけでなく、地域の人たち・社会全体の力を合わせながら図られるべきです。

福生らしい個性と魅力、強みを活かしながら、**生まれる前から乳幼児期、学齢期、そして青年期と、切れ目のない子育て支援を推進することにより、子どもたちが元気でにぎわいと活気のあるまちを生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」**を基本理念として、子どもを安心して生み育てられ、次代を担うすべての子どもたちが、健やかに成長できる社会の形成を目指します。

2 基本的な視点

(1) すべての子どもの支援

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、生まれる前から乳幼児期、学齢期、青年期までの成長段階に応じた支援を切れ目なく行い、すべての子どもたちの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが健やかに育つためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要です。そのために、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域社会全体で子育ての視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組むとともに、「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、多様化するライフスタイルや働き方に応じて、子どもを安心して生み育てることのできる社会の実現を目指します。

(4) 福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援の視点

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育ててきました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力を子どもたちに伝えていくことで、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく事業を推進します。

「子どもの権利条約」の子ども4つの権利

- 生きる権利
すべての子どもの命が守られること
- 育つ権利
もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
- 守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利条約」の一般原則

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

ユニセフ「子どもの権利条約」より

3 基本目標

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていきます。

保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

基本目標 2 乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

基本目標 3 学齢期から青年期までの継続した育ちの支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

基本目標 4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

基本目標 5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、すべての市民が、性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、誰もが働きやすい仕組みを作ることが必要です。

また、働きながら安心して子どもを育てることができるように、子育て世帯への経済的支援とともに、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進し、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

基本目標 6 安心して子育てができる生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

4 施策の体系

(1) 体系図

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]



[基本施策]

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消
基本施策 2 子どもや母親の健康づくり
基本施策 3 食育の推進
基本施策 4 小児医療の充実

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり
基本施策 3 子育て情報の提供
基本施策 4 相談機能の充実

基本施策 1 自立と協同の態度を育む教育・保育の推進

基本施策 1 幼稚園・保育所・小学校の連携

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成
基本施策 2 思春期保健事業の推進
基本施策 3 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり
基本施策 4 地域の教育力の向上
基本施策 5 環境の浄化

基本施策 1 子どもの居場所づくり

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

基本施策 1 障害児施策の充実
基本施策 2 外国人家庭に対する対応
基本施策 3 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

基本施策 1 経済的負担の軽減

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策 1 広報・啓発活動の推進
基本施策 2 男性の子育て参加の推進
基本施策 3 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進
基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保
基本施策 2 安全な道路交通環境の整備